# 第1 調査の概要

- 1 実施主体 文部科学省
- 2 根拠法令 統計法(基幹統計)
- 3 調査目的

この調査は、学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上必要な法規作成の ための国会・議会等の参考資料及び当面の教育諸問題の検討、学校の設置・廃止、教 員養成計画等の検討・策定のための基礎資料を得ること等を目的とする。

## 4 調査期日

平成27年5月1日。ただし「卒業後の状況調査」は前年度間卒業者について調査。

## 5 調査の範囲

- (1)公立・私立の幼稚園、幼保連携認定こども園、小学校、中学校、高等学校及び特別 支援学校
- (2) 専修学校及び各種学校
- (3) 学齢児童及び生徒

なお、大学・短期大学については、文部科学省が直接調査を行っているため除いている。

#### 6 調査事項

(1) 学校調査 学校数、学級数、幼児・児童・生徒数、教職員数、 入学者数等

(2) 学校通信教育調査 生徒数、教職員数、入学者数、卒業者数等

(3) 卒業後の状況調査 進路別卒業者数、産業別・職業別就職者数等

(4) 不就学学齢児童生徒調査 就学免除者数、就学猶予者数、死亡者数、1年以上 の居所不明者数等

(5) 学校施設調査(平成28年3月の確報にて公表)

学校建物面積、学校土地面積等

### 7 利用上の注意

(1) 学校数

学校数には休校中の学校も含む。

(2) 単式学級

同学年の児童・生徒で編成されている学級をいう。

(3) 複式学級

2以上の学年の児童・生徒で編成されている学級をいう。

(4)特別支援学級

学校教育法第81条第2項各号に該当する児童生徒で編成されている学級をいう。

(5) 教職員数

職員数には本務者のみ計上(本務・兼務の区分は、原則として辞令面による)。

(6) 就学免除者及び就学猶予者数

市町村教育委員会が就学免除又は就学猶予を行った者をいう。

(7) 高等学校等進学者

高等学校の本科(全日制、定時制及び通信制)及び別科、中等教育学校後期課程の本科及び別科、高等専門学校、特別支援学校高等部の本科及び別科へ進学した者をいう。

(8) 大学等進学者

大学(学部)、短期大学(本科)、大学・短期大学の通信教育部(正規の課程)及び放送大学(全科履修生)、大学・短期大学(別科)、高等学校(専攻科)及び特別支援学校高等部(専攻科)へ進学した者をいう。

(9) 就職進学者

就職しながら進学した者をいう。

(10) 一時的な仕事に就いた者

アルバイト、パート等臨時的な収入を目的とする仕事に就いた者をいう。

- (11) 年齢は、平成27年4月1日現在の満年齢。
- (12) 調査結果の概要については、各表と11ページ以降の統計表を参照。
  - ・統計表中、「一」は、0 または 該当数字がないもの 「…」は、事実不詳 または 調査を欠くもの
  - ・割合を示す数字は、小数点以下第2位を四捨五入し第1位まで表示した。
  - ・端数処理の関係上合計が100にならない場合もある。